



平成 29 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社アサツー ディ・ケイ
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
(東証第一部 コード番号：9747)
問 合 せ 先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
Tel 03 (6830) 3855

WPP グループによる当社に対する仲裁申立てに関するお知らせ

当社は、WPP plc のグループ会社である WPP 2008 Limited、WPP 2005 Limited 及び WPP International Holding B.V. より、当社を被申立人とする仲裁の申立てを行った旨の連絡を受けたため、下記のとおりお知らせします。

記

1. 仲裁申立ての内容

(1) 仲裁申立ての経緯及び内容

当社は、平成 29 年 10 月 2 日付当社プレスリリース「WPP グループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」(以下「提携解消プレス」といいます。) のとおり、同日付で、WPP plc 及びそのグループ会社 (以下「WPP グループ」と総称します。) との間の資本及び業務提携 (以下「本資本・業務提携」といいます。) の解消を決定するとともに、当社と WPP グループとの間で締結された平成 10 年 8 月 3 日付 Co-operation and Alliance Agreement (提携協力契約) (その後の変更を含み、以下「CAA」といいます。) の規定に従い、CAA の終了を申し入れる旨の通知 (以下「当社解約通知」といいます。) を WPP グループに発送しました。

また、当社は、提携解消プレスに記載のとおり、平成 29 年 10 月 2 日、本資本・業務提携の一環として WPP グループとの間で締結された平成 10 年 8 月 3 日付 Stock Purchase Agreement (株式売買契約) (その後の変更を含み、以下「SPA」といいます。) の規定に従い、WPP グループの所有する当社普通株式 (以下「WPP 保有当社株式」といいます。) の売却を要請する通知 (以下「当社株式処分通知」といいます。) を WPP グループに発送しております。

これに対し、今般、当社は、WPP グループ代理人より、WPP グループの WPP 2008 Limited、WPP 2005 Limited 及び WPP International Holding B.V. (以下「申立人ら」と総称します。) において、CAA 及び SPA の仲裁合意に基づき仲裁申立て (以下「本仲裁申立て」といいます。) を行った旨の通知を受けました。申立人らは、本仲裁申立てにおいて、当社解約通知が無効である旨や、当社と Morgan Stanley & Co. International plc との間の WPP 株式の株価に係る

デリバティブ取引（以下「本ヘッジ取引」といいます。）に関する平成 29 年 10 月 2 日付契約の締結が SPA の違反に該当する旨などを主張して、申立人らの WPP 保有当社株式の売却義務の不存在や WPP 保有当社株式を保有し続ける権利の存在の確認等を求めています(申立人らの主張については、平成 29 年 10 月 10 日付当社プレスリリース「当社株券等に対する公開買付け等に関する FAQ について」及び平成 29 年 11 月 2 日付当社プレスリリース「WPP グループとの資本及び業務提携にかかる解約通知の受領に関するお知らせ」をご参照ください)。

(2) 仲裁申立ての場所等

場 所：東京（日本）
準 拠 法：日本法
仲 裁 機 関：一般社団法人日本商事仲裁協会
仲裁申立日：平成29年11月1日

(3) 仲裁を申し立てた者の概要

申立人①

名 称：WPP 2008 Limited
所 在 地：27 Farm Street, W1J 5RJ, London, England
代 表 者：Stephen Winters

申立人②

名 称：WPP 2005 Limited
所 在 地：27 Farm Street, W1J 5RJ, London, England
代 表 者：Stephen Winters

申立人③

名 称：WPP International Holding B.V.
所 在 地：Laan op Zuid 167, 3072 DB Rotterdam, the Netherlands
代 表 者：A. Van Heulen-Mulder

2. 当社の今後の対応

既にお知らせしているとおり、当社は、当社解約通知の有効性について、CAA の締結当時 CAA の作成に関与した弁護士の見解のみならず、複数の大手法律事務所（契約準拠法である日本法の専門家）からの見解等に基づき、慎重な検討を経て当社解約通知を行っており、当社解約通知は、CAA の規定に従って有効に行われたものと考えております。また、本ヘッジ取引に関しても、本ヘッジ取引は法律上も実質上も WPP 株式にかかる利益を移転又は処分するものではなく、WPP グループの主張する SPA の違反は存在しないものと考えております。

当社としては、当社解約通知及び当社株式処分通知に基づき、WPP グループは、SPA の規定に従い WPP 保有当社株式の売却を行う契約上の義務を負っており、WPP グループによる本仲裁

申立てにおける主張は失当であると考えております¹。今後の仲裁手続においては、当社の主張の正当性を粛々と仲裁廷に説明し、WPP グループの主張に積極的に反論してまいります。

以上

¹ 上記のほか、WPP グループは、本仲裁申立てにおいて、本公開買付けが成立した場合には、当社の支配権の異動（Change of Control）があったものとして、別途 CAA の解除通知を行い、これを理由として、当社解約通知が無効であること及び WPP グループの WPP 保有当社株式の継続保有権について請求を追加する意向である旨を述べています。しかしながら、既にお知らせしているとおり、当社は、平成 29 年 10 月 2 日に、当社解約通知を WPP グループに送付し、CAA 及び SPA に基づく株式持合いの解消に向けた手続に入ったものと考えており、仮にかかる請求の追加がなされた場合でも、かかる主張は失当であると考えております。